

2024 MFJ国内競技規則 MOTORCYCLESPO RTS RULES

MFJアンチ・ドーピング細則

第1章 ドーピング検査の手続き

第1条

検査員からドーピング検査を要請された競技者は、速やかに検査を受けなければならない。
検査員はドーピング検査員証明書を競技者に提示する。

第2条

検査員が訪れた場合には、競技者はその時点で行なっている活動を終了させるために必要な相当の時間を与えられる。
なお、競技者は検査が終了するまで検査員の確認下にななければならない。
検体採取は可能な限り速やかに行なう。

第3条

ドーピング検査は検査員が指定する場所をドーピング検査室として実施する。
ドーピング検査室には、競技者の付き添い1名が同席することができる。

第4条

競技者は密封された採尿容器を複数の中から1つ選び、同性の検査員の確認のもとで、75ml以上の尿を採取する。

第5条

競技者は密封された検体容器キットを複数の中から1つ選び、尿をA、Bの検体容器に分けて入れ、検体容器を密封する。

第6条

競技者は、過去7日間にさかのぼって、使用した薬物を申告する。
また過去6ヶ月以内の輸血の有無についても申告する。

第7条

競技者ならびに付き添い人は検査用紙、検体容器のコードナンバーがすべて一致していること、手続きが公正に行なわれたことを確認し、検査用紙に署名する。

第8条

検査員は、検査用紙、検体容器のコードナンバーが一致していること、検査用紙に記載漏れがないかを確認して、検査用紙に署名する。

第9条

競技者がサンプル提供を拒否した場合、検査員は検体採取を拒否することにより競技者本人がこうむる不都合、すなわち、ドーピング検査を拒否したと見なされ処分を受けるということを、説明しなければならない。それでもなお競技

者が検体提供を拒否する場合は、検査員はこの旨をドーピング検査用紙に記載、署名し、競技者にも署名するよう要求する。検査員は、他にも特記すべきことがあればドーピング検査用紙にその旨を記載する。

第2章 制裁決定までの手続き

第10条

A 検体に違反を疑わせる異常所見があった場合には、この時点で、当該競技者の本協会に関わる事業への参加資格は一時停止される。

第11条

ドーピング検査陽性の場合には、制裁の最終決定がなされる前に、当該競技者ならびに関係者には公正な事情聴取の場として第13条以下に定める裁定委員会が設けられる。

第12条

裁定委員会の審議をもとに、制裁を決定する。

第3章 裁定委員会

第13条

裁定委員会は、必要に応じてその都度設置する。

第14条

裁定委員会の委員は、MFJ メディカル部会長、当該種目委員会委員長および副委員長により構成されることとし、必要に応じて本協会会長が委嘱する。

第15条

裁定委員会は、検査機関に検査データについての説明を、また本協会メディカル部会の意見を求めることができる。
本細則は2024年1月1日から施行する。